

令和6年第2回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 令和6年6月 5日

閉 会 令和6年6月 7日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（6月5日）

出席議員 8名

1番	坂 本 豊 君	2番	久 慈 省 悟 君
3番	川 崎 憲 二 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	乳 井 巖 公 君	8番	小 鹿 重 一 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

副 村 長	小 松 生 佳 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	木 村 伸 一 君
総 務 課 長	稲 葉 正 明 君
税 務 課 長	吉 田 聡 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 谷 久美子 君
教 育 課 長	八木澤 琴 美 君
産 業 振 興 課 長	高 田 一 憲 君
建 設 課 長	高 田 徹 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	中 川 孝 治 君
議 会 事 務 局 次 長	蒔 田 千 草 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

7 番 乳 井 厳 公 君

1 番 坂 本 豊 君

議事日程（第 1 号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 報告第 3 号 令和 5 年度蓬田村一般会計補正予算（第 1 1 号）の専決処分について

第 6 報告第 4 号 令和 5 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について

第 7 報告第 5 号 蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分について

第 8 報告第 6 号 令和 5 年度蓬田村一般会計補正予算（第 1 2 号）の専決処分について

第 9 報告第 7 号 令和 5 年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について

第 1 0 報告第 8 号 令和 5 年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）の専決処分について

第 1 1 報告第 9 号 令和 5 年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について

第 1 2 報告第 1 0 号 令和 5 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 6 号）の専決処分について

第 1 3 報告第 1 1 号 繰越明許費繰越計算書の報告について

第 1 4 報告第 1 2 号 継続費繰越計算書の報告について

第 1 5 報告第 1 3 号 継続費精算報告書について

第 1 6 議案の上程・提案理由の説明

議案第 2 4 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例案

議案第 2 5 号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議案第 2 6 号 蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案

議案第 2 7 号 工事請負契約の締結について

議案第 2 8 号 工事請負契約の締結について

議案第 2 9 号 動産の買入れの契約の締結について

議案第 3 0 号 動産の買入れの契約の締結について

議案第 3 1 号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青
森県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第 3 2 号 令和 6 年度蓬田村一般会計補正予算（第 1 号）案

議案第 3 3 号 令和 6 年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案

議案第 3 4 号 令和 6 年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）案

議案第 3 5 号 令和 6 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
案

議案第 3 6 号 令和 6 年度蓬田村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）案

第 1 7 議案第 2 4 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例案

第 1 8 議案第 2 5 号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

第 1 9 議案第 2 6 号 蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案

第 2 0 議案第 2 7 号 工事請負契約の締結について

第 2 1 議案第 2 8 号 工事請負契約の締結について

第 2 2 議案第 2 9 号 動産の買入れの契約の締結について

第 2 3 議案第 3 0 号 動産の買入れの契約の締結について

第 2 4 議案第 3 1 号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青
森県市町村総合事務組合規約の変更について

午前9時45分 開会

○議長（小鹿重一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより令和6年第2回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小鹿重一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、7番乳井巖公君、1番坂本 豊君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小鹿重一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から6月7日までの3日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小鹿重一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月7日までの3日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（小鹿重一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、6月4日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、前定例会以降に提出されました陳情第3号、ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情及び陳情第4号、蓬田村長・村議会議員選挙での選挙公報の発行に関する条例の制定を求める陳情書については、資料としてお手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、副村長、教育長、会計管理者、各課長の出席を求めました。

なお、村長より、本日病気のため欠席届が提出されております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（小鹿重一君） 日程第4、村長より前定例会以降における村行政の主なるものについて報告を求めます。副村長。

○副村長（小松生佳君） それでは、令和6年3月第1回定例会以降に行われた行政報告について、主なるものをご報告申し上げます。

3月9日土曜日、蓬田中学校卒業式が挙行され、これに出席をしてございます。

3月13日、蓬田村役場新庁舎建設安全祈願祭が執り行われまして、建設現場にて参加をいたしております。

3月14日木曜日、青森県国民健康保険団体連合会通常総会が市内で行われて、会議に出席してございます。

3月19日火曜日、蓬田小学校卒業式が挙行されましたけれども、代理として副村長が出席してございます。

3月26日火曜日、青森地域広域事務組合議会が開催され、青森市消防本部へ出席をしてございます。

3月27日水曜日、青森県知事と市町村長とのウェブ会議が開催されまして、青森県の子ども・子育て支援施策の意見交換会に参加してございます。

4月1日月曜日、蓬田村職員並びに消防団長への辞令交付式を行いまして、役場で消防団長へ辞令の交付を行いました。

4月7日日曜日、蓬田村消防団春季火防演習を行いまして、中沢地区で訓練を行いました。

4月8日月曜日、午前中は蓬田小学校の入学式、それから午後は蓬田中学校の入学式が挙行されまして、小学校には村長出席、それから中学校には代理として副村長が出席してございます。

4月22日月曜日、外ヶ浜地区安全・安心まちづくり推進大会が外ヶ浜警察署で行われまして、これに出席をしてございます。

4月26日金曜日、蓬田村老人クラブ連合会の総会、それから蓬田村連合婦人会総会がふるさと総合センターで行われて、これに出席をしてございます。

5月8日水曜日、交通死亡事故皆無1800日達成に伴う県警察本部長表彰の授与がありまして、県警本部長室において表彰状を受領しました。

5月18日土曜日、蓬田中学校運動会が挙行されまして、村総合グラウンドで行われまして、出席をしております。

5月20日月曜日、蓬田村商工会通常総会が開催され、よもぎ温泉で行われて、これに出席をしております。

5月22日水曜日、田植督励のため村内を巡回をいたしました。

5月23日木曜日、第3回J R津軽線存廃沿線市町村長会議が青森市内で行われまして、結果は報道等でお知らせされているとおり、青森県と今別町及び外ヶ浜町がバス運行とデマンドタクシー運行に同意をしております。蟹田駅以北に関してはバス運行とデマンドタクシーに同意。ただし蓬田村長としては、基本的に鉄道廃止には反対をして、今後、北海道新幹線の利用の際、本村住民が不利不便にならないようにと意見及び要望としてJ Rには申し上げます。

5月31日金曜日、蓬田村保健協力員辞令交付式が行われて、ふるさとセンターで辞令を交付いたしました。

6月1日土曜日、蓬田小学校運動会が挙行されまして、小学校校庭グラウンドで行われましたので、これに参加をしております。

6月2日日曜日、午前中は平内町消防団観閲式が夜越山公園で挙行されまして、これに参加をしております。午後は令和7年度重点施策提案、地元選出国會議員説明会が青森市内で行われまして、これは県と市長会、町村会が合同で開催をしております、それに参加をしております。

以上のとおり、主なるものについてご報告申し上げます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 以上で、村長の行政報告は終わりました。

日程第5 報告第3号 令和5年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）の専決処分について

○議長（小鹿重一君） 日程第5、報告第3号令和5年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）の専決処分について報告を求めます。建設課長。

○建設課長（高田 徹君） 報告第3号令和5年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）の

専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

提案理由。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

1枚お開きください。

専決第3号、令和5年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）。令和5年度蓬田村の一般会計補正予算（第11号）は次に定めるところによる。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,935万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億7,877万円とする。

内容を説明いたします。6ページをお開きください。

6款1項5目18節負担金補助及び交付金1,935万3,000円の増額です。令和6年度の新年度予算に計上してある県営蓬田第一地区経営体育成基盤整備事業と、県営長科上ため池等整備事業の事業費の財源の一部が令和5年度の国の補正予算で措置されたため、令和6年度に予定していた負担金の一部を前倒しで、令和5年度予算で支払うため補正したものです。令和6年度の工事内容や実施期間は変更ありません。

以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、報告第3号は承認することに決定されました。

日程第6 報告第4号 令和5年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算
（第5号）の専決処分について

○議長（小鹿重一君） 日程第6、報告第4号令和5年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分について報告を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 報告第4号令和5年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予

算（第5号）の専決処分について。

提案理由。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。

専決第4号、令和5年度蓬田村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,588万5,000円とするものでございます。

5ページをお開き願います。歳入になります。

1款1項1目後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料と、2目普通徴収保険料合わせて128万9,000円を計上しております。村調定額に合わせた額となっています。

次のページ、6ページをお開き願います。歳出になります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金128万9,000円を計上しております。広域連合からの納付金請求分を3月補正していなかった分です。

説明は以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第4号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員であります。よって、報告第4号は承認することに決定されました。

日程第7 報告第5号 蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（小鹿重一君） 日程第7、報告第5号蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分について報告を求めます。税務課長。

○税務課長（吉田 聡君） 報告第5号蓬田村税条例等の一部を改正する条例の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

提案理由。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお願いします。

専決第5号、専決処分書、蓬田村税条例の一部を改正する条例について。地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

専決理由。地方税法の一部改正に伴い、蓬田村税条例の一部を改正する必要があるため、専決処分するものであります。

主な改正内容についてご説明いたします。

令和6年度限りの定額減税処置に係る関係条例の追加としまして、令和6年度分の個人の村民税の特別税額控除、条例第7条の5から条例第7条の7まで追加しております。内容としましては、1人当たり年間で住民税が1万円減税されます。また、納税者本人だけでなく、扶養している子供や年収103万円以下の親族なども減税の対象となります。そのほかについては、国による地方税法の一部改正に伴い、関連する内容の整備をするものです。

以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第5号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員であります。よって、報告第5号は承認することに決定されました。

日程第8 報告第6号 令和5年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）の専決処分について

○議長（小鹿重一君） 日程第8、報告第6号令和5年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）の専決処分について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 報告第6号令和5年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）の

専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

提案理由。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

1枚お開きください。

専決第6号、令和5年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）。令和5年度蓬田村の一般会計補正予算（第12号）は次に定めるところによる。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,839万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,037万6,000円とするものであります。

それでは、総務課関係の主なものについて説明いたします。

歳入について説明いたします。

12ページをお開きください。

中段、10款1項1目1節地方交付税、特別交付税6,043万3,000円を増額補正してございます。

16ページをお開きください。

上段、14款2項5目1節個人番号カード事業費補助金、5節社会保障・税番号制度中間サーバ整備交付金、合わせて410万3,000円を減額してございます。これは補助金の確定によるものです。

その下、13節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金383万7,000円を増額は、交付金の確定によるものです。

19ページをお開きください。

下段、15款3項1目1節総務費委託金、権限移譲事務委託金38万8,000円を増額、4節選挙費委託金596万5,000円の減額は、委託金の確定によるものです。

20ページをお開きください。

下段、17款1項1目1節一般寄附金、ふるさと納税寄附金1,106万2,000円を増額しております。

21ページをお開きください。

上段、18款2項1目1節財政調整基金繰入金1,935万3,000円の減額は、財源が確保できたためです。

その下、2目1節公共用施設整備基金繰入金240万円の減額は、事業費の確定によるものです。

下段、20款3項1目1節第三セクター貸付金償還金収入1,500万円の減額は、アシスト株式会社への貸付金が500万円入ってきたためです。

22ページをお開きください。

下段、21款1項4目消防債、5目教育債、7目総務債は、事業債の確定によりそれぞれ減額しております。

歳出について説明いたします。

24ページをお開きください。

2款1項4目18節負担金補助及び交付金、通知カード・個人番号カード関連事務交付金200万7,000円の減額は、事務交付金の確定によるものです。

8目18節負担金補助及び交付金、蓬田紳装電気料金及び燃料価格高騰対策助成金474万円の減額は、交付金の確定によるものです。

その下、20節第三セクター貸付金1,500万円の減額は、貸付金の確定によるものです。

25ページをお開きください。

2款1項13目24節積立金、財政調整基金積立金、財政調整基金利子積立金、合わせて104万3,000円を増額しております。

14目24節積立金、蓬田村公共用施設整備基金積立金、公共用施設整備基金利子積立金、合わせて1億9,614万2,000円を増額しております。

16目12節委託料323万3,000円の減額は、事業確定によるものです。

その下、14節工事請負費645万7,000円の減額は、事業費確定によるものです。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） 税務課長。

○税務課長（吉田 聡君） それでは、税務課関係の項目についてご説明させていただきます。

歳入、9ページをお願いいたします。

1款村税1項市町村民税290万2,000円を増額しております。

次に、その下、2項固定資産税66万8,000円を増額しております。

次に、その下、3項軽自動車税53万7,000円を増額しております。

次に、下段、4項市町村たばこ税から、11ページ、8款自動車環境性能割交付金まで、

それぞれ収入見込額を計上しております。

次に歳出、25ページをお願いいたします。

上段、2款1項11目12節委託料38万9,000円を減額計上しております。

次のページ、26ページをお願いいたします。

上段、2款2項2目賦課徴収費203万5,000円を減額計上しております。いずれも事務事業終了に伴い精査したものです。

以上となります。

○議長（小鹿重一君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 住民課関係の主なものについて説明させていただきます。

16ページをお願いします。歳入です。

14款3項2目1節国民年金等事務委託料と市町村事務取扱交付金で55万円を計上しております。補助率10分の10です。

続きまして29ページ、歳出になります。

3款1項4目国民年金事務取扱費で、旅費とシステム通信料5,000円を減額しております。事業の確定に伴った減額です。

説明は以上です。

○議長（小鹿重一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 健康福祉課関係の主な項目について説明させていただきます。

29ページをお開きください。

上から2段目、3款1項5目社会福祉施設費314万4,000円を減額しております。

30ページをお開きください。

上から2段目、3款1項18目電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業費228万円と、その2つ下、20目物価高騰対策重点支援給付金（低所得世帯事業費）175万円をそれぞれ減額しております。非課税世帯へそれぞれ給付した事業になります。

31ページをお開きください。

上段、3款1項22目物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯事業費）93万円を減額しております。住民税均等割のみが課税されている世帯へ給付した事業になります。

32ページをお開きください。

上段、3款2項2目児童措置費505万7,000円を減額しております。

次に、同じページの下段から33ページまでの4款1項2目予防費533万7,000円を減額しております。

34ページをお開きください。

上段、4款1項3目環境衛生費1,122万7,000円を減額しております。

35ページをお開きください。

下段、4款1項13目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費679万8,000円を減額しております。いずれも年度事務事業終了に伴い、精査したものになります。

なお、歳入につきましては、歳出対応額を合わせて予算措置しております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） それでは、産業振興課関係の項目について説明させていただきます。

19ページをお開きください。

中段になります。15款2項4目1節農業費補助金3,283万4,000円を減額しております。

次のページ、20ページをお開きください。

中段、16款2項2目1節立木伐採売払収入として458万円を減額しております。

次のページ、21ページ、18款2項3目森林環境基金繰入金、1節森林環境基金繰入金138万9,000円を減額しております。

続いて、歳出になります。

36ページをお開きください。

6款1項3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金962万2,000円を減額しております。

次のページ、37ページをお開きください。

6款1項9目18節負担金補助及び交付金300万円を減額しております。

その下、11目新規就農者育成総合対策事業費、18節負担金補助及び交付金2,074万4,000円を減額しております。

その下、6款2項1目林業総務費、18節負担金補助及び交付金449万5,000円を減額しております。

その他の予算についても、いずれも事務事業終了に伴い精査したものでございます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（高田 徹君） 建設課関係予算の主なものについて説明いたします。

歳入、16ページをお開きください。

14款2項3目1節社会資本整備総合交付金392万円の増額です。これは、事業費確定に伴い国庫補助金額が確定したため補正したものです。

次に歳出、36ページをお開きください。

6款1項5目12節庁舎建設流末水路改修整備測量設計調査業務委託料164万2,000円の減額です。事業費の確定により補正したものです。

その下段、14節維持管理工事費200万円の減額です。工事实績がなかったため、全額減額したものです。

次に歳出、39ページをお開きください。

8款2項1目12節村道3-3-10号線歩道測量設計調査業務委託料113万1,000円の減額。その下、村道3-3-14号線歩道測量設計調査業務委託料86万7,000円の減額。いずれも事業費の確定に伴い減額したものです。

次に、その下段、2目除排雪費1,583万8,000円の減額です。昨年度の少雪により、燃料費や排雪自動車借り上げ料などが大きく減額になっております。

今説明した以外の予算も事業費確定に伴う補正となっております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（八木澤琴美君） それでは、教育委員会関係の主なものについてご説明いたします。

42ページをお開き願います。歳出になります。

下段、10款3項1目14節石油ストーブ交換工事費を397万円減額しております。

次のページの上段、2目18節負担金補助及び交付金のポツ3つ目、蓬田中学校海外研修事業負担金を91万9,000円減額しております。

令和4年度のコロナの影響で延期になっていたため、夏休みに3年生、冬休みに2年生が台湾への研修を実施しております。

次に、44ページをお開きください。

10款4項3目ふるさと総合センター費、17節会議用椅子・テーブル購入費を148万

5,000円減額しております。

45ページをお開きください。

10款5項3目トレーニングセンター管理費、14節外壁改修工事費を111万9,000円減額しております。

その他の歳入歳出いずれも年度事業確定に伴い精査し、予算調整したものです。

説明は以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員であります。よって、報告第6号は承認することに決定されました。

日程第9 報告第7号 令和5年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算 （第4号）の専決処分について

○議長（小鹿重一君） 日程第9、報告第7号令和5年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）の専決処分について報告を求めます。教育課長。

○教育課長（八木澤琴美君） 報告第7号令和5年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

提案理由としまして、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第7号、令和5年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）。令和5年度蓬田村の学校給食センター特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ244万1,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ3,052万1,000円とする。

5 ページをお開き願います。

歳入の主なものとして、下段、2 款 1 項 1 目 1 節繰入金227万5,000円を事業費の確定により減額しております。

次のページをお開き願います。歳出になります。

上段、1 款 1 項 1 目一般管理費の総額118万6,000円をそれぞれ事業費の確定により減額しております。

その下、2 款 1 項 1 目給食費についても、事業の確定により125万5,000円を減額しております。

説明は以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。久慈省悟君。

○2 番（久慈省悟君） 5 ページ、給食収入の 2 節に滞納繰越分として1,000円ついていますが、これはいつのものなのか、ご説明をお願いします。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（八木澤琴美君） こちらのほうの滞納者は、平成20年度、21年度、こちらは同じ人になります。合計 8 万7,870円。もう 1 人、平成30年度、こちらが 3 万2,400円、合わせて12万と270円。

○議長（小鹿重一君） 久慈省悟君。

○2 番（久慈省悟君） 2 回目の数字は。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（八木澤琴美君） 平成30年度、3 万2,400円です。合わせて12万と270円になります。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 久慈省悟君。

○2 番（久慈省悟君） 現在、令和 6 年でございます。何年も前の状況ですので、今後この扱いをどのようにしていこうと考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（八木澤琴美君） こちらは、いずれも毎年督促は出しております。今年も令和 6 年 2 月27日に督促状を送付済みでありますけれども、引き続き納付していただくよう努めていきたいと思っております。

○議長（小鹿重一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） その方は今もまだ蓬田村に住居とか、住民でいらっしゃいますか。
例えば引っ越してしまって他町村にいるというのも考えられるので、お伺いしましたけれども。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（八木澤琴美君） 2名のうち1名はもう転出しております。もう1人は村内のほうにはおります。ただ、毎年督促状を送付はしておりますけれども、住所不定でまた戻ってきてしまっている方ではあります。そこもちょっと調べてまた督促のほう、調査していきたいと思います。

○議長（小鹿重一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員であります。よって、報告第7号は承認することに決定されました。

日程第10 報告第8号 令和5年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算 （第6号）の専決処分について

○議長（小鹿重一君） 日程第10、報告第8号令和5年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分について報告を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 報告第8号令和5年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分について。

提案理由。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。

専決第8号、令和5年度蓬田村の国民健康保険特別会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,803万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億757万8,000円とするものでございます。

6ページをお開き願います。歳入になります。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、医療給付費分、現年度課税分から介護納付金分滞納繰越分と、2 目退職被保険者等国民健康保険税、合わせて 6 万 8,000 円を増額しております。内容は、被保険者数の減と税徴収の確定に伴い予算調整をしたものでございます。

7 ページをお開き願います。

4 款 1 項県補助金 1 目保険給付費等交付金 6,686 万 7,000 円を減額しております。事業の確定に伴い予算調整をしたものでございます。

続きまして、12 ページ上段をお開き願います。歳出になります。

2 款 1 項 1 目被保険者療養給付費から、5 目審査支払手数料まで 5,744 万 2,000 円を減額しております。被保者数の減と、例年よりがん疾患や生活習慣病の受診件数が少なかったことが要因と考えられます。

16 ページをお開き願います。歳出です。

5 款 2 項 1 目特定健康診査等事業費 101 万 1,000 円を減額しております。これは特定健診で生活習慣病の実績で集団が 214 名、個別 37 名の、受診率 40.8%となっております。

説明は以上となります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第 8 号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 7 名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員であります。よって、報告第 8 号は承認することに決定されました。

日程第 11 報告第 9 号 令和 5 年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について

○議長（小鹿重一君） 日程第 11、報告第 9 号令和 5 年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について報告を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 報告第 9 号令和 5 年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について。

提案理由。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。

専決第9号、令和5年度蓬田村の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,284万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,253万5,000円とするものでございます。

7ページをお開き願います。歳入になります。

1款1項介護保険料、現年度分特別徴収、普通徴収、滞納繰越を合わせて51万8,000円を計上しております。年金からの引き落としと納付書で納めた分です。

12ページから13ページをお開き願います。歳出になります。

2款1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費から、13ページ、9目居宅介護サービス計画給付費まで、合わせて4,564万5,000円を減額しております。これは、グループホーム、デイサービス、特養、たんぽぽなどの給付費となっております。介護予防の効果が見られてきていると分析しております。

17ページから18ページをお願いします。歳出です。

3款3項包括的支援事業・任意事業費1目介護予防ケアマネジメント事業費から、6目地域ケア会議推進事業費まで、合わせて202万9,000円を減額しております。これは主に65歳の高齢者の総合相談、包括支援センターの運営費、生活支援体制整備では村社会福祉協議会のほうに支出しているものでございます。

説明は以上となります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員であります。よって、報告第9号は承認することに決定されました。

日程第 1 2 報告第 1 0 号 令和 5 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 6 号）の専決処分について

○議長（小鹿重一君） 日程第12、報告第10号令和 5 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 6 号）の専決処分について報告を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 報告第10号令和 5 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 6 号）の専決処分について。

提案理由。地方自治法第179条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。

専決第10号、令和 5 年度蓬田村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ111万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,477万4,000円とするものでございます。

5 ページをお開き願います。歳入になります。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料と、2 目普通徴収保険料、合わせて170万5,000円を計上しております。これは、村調定額に合わせた額となっております。

7 ページから 8 ページをお開き願います。歳出になります。

1 款 1 項総務費から 4 款 1 項予備費まで所要の予算措置を講じて、歳出111万1,000円を減額しております。広域連合に納付した分、国保連に支払ったものが主になっております。

説明は以上でございます。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 7 名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員であります。よって、報告第10号は承認することに決定されました。

日程第 1 3 報告第 1 1 号 繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（小鹿重一君） 日程第13、報告第11号繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 報告第11号繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和5年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）、第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越ししたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

1枚お開きください。

2款3項戸籍住民台帳費の戸籍情報システム改修事業308万円、戸籍附票システム改修事業381万7,000円、住民記録システム改修事業294万8,000円は、令和5年度で事業費が完了できなかったため、令和6年度へ繰越しするものです。

その下、3款1項社会福祉費の物価高騰対応重点支援給付金給付事業122万7,000円を繰越しするものです。財源は国庫120万5,000円、一般財源2万2,000円となります。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

日程第 1 4 報告第 1 2 号 継続費繰越計算書の報告について

○議長（小鹿重一君） 日程第14、報告第12号継続費繰越計算書の報告について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 報告第12号継続費繰越計算書の報告について。

令和5年度蓬田村一般会計補正予算継続費は別紙のとおり翌年度に繰越ししたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

1枚お開きください。

2款1項総務管理費の蓬田村庁舎建設事業、総額18億4,690万円のうち3,685万円を令和5年度で予算計上のとおり支出しております。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

日程第15 報告第13号 継続費精算報告書について

○議長（小鹿重一君） 日程第15、報告第13号継続費精算報告書について報告を求めます。
総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 報告第13号継続費精算報告書について。

蓬田村庁舎建設設計等事業に係る継続費精算報告書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

1枚お開きください。

2款1項総務管理費の蓬田村庁舎建設設計等事業、令和5年度年度割4,267万5,000円に対して4,235万円を支出しております。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

以上で報告第13号継続費精算報告書の報告を終わります。

暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（小鹿重一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

日程第16 議案の上程・提案理由の説明

○議長（小鹿重一君） 次に、議案の審議を行います。

日程第16、議案の上程。今期定例会に提出されております議案13件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。副村長。

○副村長（小松生佳君） それでは、令和6年第2回蓬田村議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案13件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に

供したいと存じます。

議案第24号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、各種委員の追加に伴い、関係条例で定めている表の一部を改正する必要が生じたため、提案するものであります。

議案第25号、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、地方税法等の一部改正に伴い、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、提案するものであります。

議案第26号、蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、提案するものであります。

議案第27号、工事請負契約の締結については、旧ライスセンター機器設備等更新工事について請負契約を締結するため提案するものであります。

議案第28号、工事請負契約の締結については、蓬田中学校エアコン設置工事について請負契約を締結するため提案するものであります。

議案第29号、動産の買入れの契約の締結については、除雪業務の用に供する除雪ドーザを買入れするため提案するものであります。

議案第30号、動産の買入れの契約の締結については、蓬田村消防団第四分団に配備する小型動力ポンプ付積載車を買入れするため提案するものであります。

議案第31号、青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更については、令和6年度から導入される森林環境税の賦課徴収について、市町村において個人住民税均等割と併せて行くとされたこと等に伴い、議会の議決を要するものであります。

議案第32号、令和6年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、繰入金1,154万4,000円、村債7,290万円などを増額し、国庫支出金3,229万5,000円を減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、総務費4,206万円、民生費818万5,000円などを増額し、土木費24万3,000円、教育費220万2,000円を減額しております。このほかの科目においても、所要の経費の予算補正を行っております。この結果、歳入歳出ともに5,246

万3,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ50億2,646万4,000円となるわけ
であります。

議案第33号、令和6年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案についま
してご説明申し上げます。

歳入として、国庫支出金446万6,000円、繰入金236万9,000円を増額し、歳出として、
総務費683万5,000円を増額しております。この結果、歳入歳出ともに683万5,000円の増
額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億9,058万円となるわけであります。

議案第34号、令和6年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案につきま
してご説明申し上げます。

歳入として、繰入金46万4,000円を増額し、歳出として、総務費46万4,000円を増額し
ております。この結果、歳入歳出ともに46万4,000円の増額となり、予算規模は歳入歳
出それぞれ4億7,254万7,000円となるわけであります。

議案第35号、令和6年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案につ
きましてご説明申し上げます。

歳入として、繰入金37万7,000円を増額し、歳出として、総務費37万7,000円を増額し
ております。この結果、歳入歳出ともに37万7,000円の増額となり、予算規模は歳入歳
出それぞれ9,083万8,000円となるわけであります。

議案第36号、令和6年度蓬田村簡易水道事業会計補正予算（第1号）案につきま
してご説明申し上げます。

収入として、営業外収益74万3,000円を減額し、支出として、営業費用71万5,000円、
特別損失2万8,000円を減額しております。この結果、収入支出ともに74万3,000円の減
額となり、予算規模は収入支出それぞれ1億1,416万2,000円となるわけであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部に
つきましては私及び関係課長からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決
議賜りますようお願い申し上げます。

日程第17 議案第24号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（小鹿重一君） 日程第17、議案第24号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費
用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第24号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由。各種委員の追加に伴い、関係条例で定める表の一部を改正する必要性が生じたため、提案するものであります。

1枚お開きください。

蓬田村地域福祉計画策定委員会委員及び蓬田村ドローン利活用推進協議会委員を条例に追加することに伴い、別表第1及び第2の職名の欄中、蓬田村地域自立支援協議会委員の次に蓬田村地域福祉計画策定委員会委員及び蓬田村ドローン利活用推進協議会委員を加えるものです。

附則、この条例は公布の日から施行する。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第25号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

○議長（小鹿重一君） 日程第18、議案第25号蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（吉田 聡君） それでは、議案第25号蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案。

蓬田村国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由。地方税法等の一部改正に伴い、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、提案するものでございます。

次のページをお願いいたします。

この条例の一部改正は、医療分の介護、後期高齢者支援金等賦課額の上限を22万円から24万円に引き上げ、経営判定所得において被保険者の数に乗すべき金額をそれぞれ5割軽減の対象となる世帯は29万円から29万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯は53万5,000円から54万5,000円に基準額を引き上げるものです。

附則、この条例は公布の日から施行し、改正後の蓬田村国民健康保険税条例の規定は令和6年4月1日から適用する。

この条例による改正後の蓬田村国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 今、説明を受けましたけれども、内容としてはどのようなものかちょっと、少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（小鹿重一君） 税務課長。

○税務課長（吉田 聡君） これは昨年と同様、基礎賦課額は変わらないんですけれども、後期高齢者の支援金額が22万円から24万円に上がったということです。ですので、基礎額が65万のトータルで今まで104万円限度額上の方に対して、106万円になるということです。それと、軽減額が上がったので、軽減判定に係る世帯が多くなったりというメリットも出ます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 結局さっきの説明と似たようなものなんだけれども、結果的にはどういうふうになるのか、値上がりするという負担が多くなるのか、少なくなるのか、

その辺ちょっと教えてもらいたいと。

○議長（小鹿重一君） 税務課長。

○税務課長（吉田 聡君） 高所得者の人は2万円上がるということです。それと、軽減判定を受けるときに、2割軽減だった人が5割軽減になったり、それから5割軽減だった方が7割の軽減になったりと、中間層の軽減の幅が広がったということです。高額所得者以外の中間層にはメリットがあると思います。今まで満額104万まで払っていた人が106万にされるということです。

○議長（小鹿重一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（小鹿重一君） 起立多数です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第26号 蓬田村家庭的保育事業等の整備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例案

○議長（小鹿重一君） 日程第19、議案第26号蓬田村家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 議案第26号、蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由として、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）の施

行に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

次のページをご覧ください。

第29条については小規模保育事業所A型、第31条は小規模保育事業所B型、第44条は保育所型事業所内保育事業所、第47条は小規模型事業所内保育事業所における保育士、保育従事者の配置基準を改正するものになります。各条文の第2項第3号に係るものについては、満3歳以上から満4歳未満の児童の配置基準を20人から15人につき1人に改正し、第4号に係るものについては、満4歳以上の児童の配置基準を30人から25人につき1人に改正するものです。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は令和6年4月1日から適用するものです。

以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 今説明受けても、議案書見てもちょっと、20人から15人とか何のことなのか、もうちょっとかいつまんで、何がどういうふうに変わるのかを説明していただければと思います。

○議長（小鹿重一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 満3歳以上、満4歳未満のクラスは、現在のところ20人に対して保育士1人という基準があります。それが15人につき1人ということに、先生1人、保育士1人に対して見る人数が5人減ることになります。満4歳以上に関しては、30人だったものが25人に1人ということになります。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 保育受ける人にとってはメリットがあるように思うんですけども、何か少子高齢化のためにこういうふうになったのかなというのと、あと保育所の運営するほうの負担が増えるような感じがするんですけども、その辺はどうなんでしょうかね。何の理由でこういうふうになったのか、もうちょっと説明お願いします。

○議長（小鹿重一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 保育士の見る人数がやっぱり少なくし、より子供たちを見る目というか、そういうのを充実させるために国のほうで改正したのになります。確かに人数的には減ると運営費という部分に関してですが、一応国のほうで単価とか決

めて、国、県、村で補助していくことになりますので、若干保育園での運営していく上での費用という部分では増えることもあるかもしれないんですけども、単純に増えるという形にはならないのかなと思っております。一番は子供を見る目という、保育士にかかる負担を減らしていくということになると思います。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1 番（坂本 豊君） 預ける人にとっての負担というのは増えないということでもいいんですか。

○議長（小鹿重一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 預ける方の保護者の負担は増えません。

○議長（小鹿重一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第27号 工事請負契約の締結について

○議長（小鹿重一君） 日程第20、議案第27号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第27号工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1、契約の目的。旧ライスセンター機器設備等更新工事。
- 2、契約の方法。

(1) 製造請負工事費、一般競争見積り。

(2) 製造請負管理料、随意契約（施主代行）。

3、契約金額。6億9,099万8,000円。

(1) 製造請負工事費、6億7,100万円。

(2) 製造請負管理料、1,999万8,000円。

4、契約の相手方。岩手県紫波郡矢巾町流通センター南2丁目5番2号、全国農業協同組合連合会東北広域施設事業所、事業所長武田 修。

提案理由。旧ライスセンター機器設備等更新工事について請負契約を締結するため提案するものであります。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第27号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議員の皆さんにお願いします。会議中は私語を慎んでくださるようお願いいたします。

日程第21 議案第28号 工事請負契約の締結について

○議長（小鹿重一君） 日程第21、議案第28号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第28号工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

- 1、契約の目的。蓬田中学校エアコン設置工事。
- 2、契約の方法。指名競争入札。
- 3、契約金額。9,559万円。
- 4、契約の相手方。青森県青森市大字新城字山田343番地16、株式会社上磯電気工業、代表取締役久慈恵子。

提案理由。蓬田中学校エアコン設置工事について請負契約を締結するため提案するものであります。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） この相手方でございますが、施設とかそういうところのエアコンとか、そういうのを手がけている業者なんですか。それとも送電線とかそういう家庭配電とか、電気工事の中でもいろいろ区別されると思いますので、そういう実績があるところなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） この電気工事については、中学校のエアコン設置工事についてはキュービクルがメインですので、電気工事業者5者ということで指名業者を指定しております。

○議長（小鹿重一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 名前を公表していただけないでしょうか、5者の。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 高橋電気工業株式会社、株式会社電路施設社、株式会社デンサン、協和電気株式会社、株式会社上磯電気工業の5者であります。

○議長（小鹿重一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 最初に質問したとき実績を私求めたんですけども、どここの建物のこういうことをしたという、そういう実績が報告なされませんでしたけれども、質問の意味が、1回目の質問、意味分かってああいうふうに答えなのか。ちょっと申し訳ないですけども、実績がもしあれば、なければならないものとしてこっちは見たいと思いますので、お伺いします。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 先ほども、キュービクルが主なので、電気関係の業者を5者

指名しております。

○2番（久慈省悟君） ちょっとその横文字……

○議長（小鹿重一君） 暫時休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（小鹿重一君） 休憩を取り消して会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第29号 動産の買入れの契約の締結について

○議長（小鹿重一君） 日程第22、議案第29号動産の買入れの契約の締結についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第29号動産の買入れ契約の締結について。

次のとおり動産を買入れすることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

1、買入れ物件。除雪ドーザ（14トン級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウつき）。

2、契約の方法。一般競争入札。

3、契約金額。2,871万円。

4、契約の相手方。青森県青森市大字野木字野尻37番地31、日本キャタピラー合同会社青森営業所、所長成田達哉。

提案理由。除雪業務の用に供する除雪ドーザを買入れするため提案するものであります。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。坂本 豊君。

○1 番（坂本 豊君） このサイドスライドアングリングプラウとは何でしょうか。ちょっと説明して。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（高田 徹君） プラウというのは、雪を押すための板がスライドする一文字のプラウです。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1 番（坂本 豊君） ちょっと見たことないし分からないんだけど、何かテレビで外国の除雪のドーザを見ていたら、よく寄せ雪置いていくじゃない。それを防ぐために何かコの字型になったものでシューっところやって、家の入り口に雪を置かないようにするのを見たことがあるんですけども、そういうのは日本ではないのでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（高田 徹君） 今回のこのサイドプラウには、サイドスライディングプラウにはサイドシャッターついていまして、シャッター下ろせば間口には、まるっきり行かないわけではないんですが、大分軽減できるプラウはついています。

以上です。

○議長（小鹿重一君） ほかに質疑ありませんか。久慈省悟君。

○2 番（久慈省悟君） 以前に購入するとき、キャビンが2人乗り用のほうが指導していくのに、新人さんを指導するに2人乗りのことを私申し上げたことあるんですが、1人乗りのキャビンよりも2人乗りのキャビンを、できれば今後の、そういう指導していかなければならないということもありますので。今回のこの購入するモデルのキャビンはどのようなキャビンになっているのか、分かればお知らせ願いたいと思います。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（高田 徹君） 今回は1人乗りです。最近、除雪隊の集まりも悪くて、全国的な話なんですけど、従事する人の減少に伴い1人で乗ることがほとんどですので、ツー

マントタイプというのがもう標準でなくなっています、メーカーのほうで。ですので、今回は1人乗りです。ただ、マルチカメラなどカメラ多数ついて、周り全部見えるようになっていますので、安全性には問題ないと思っております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 除雪隊の方々はぎりぎりのメンバーで一冬乗り切っていただいているわけですが、残念ながら春になれば、あそこを壊した、最終的にはそういう無駄な経費が計上されるわけですが、やはりそういうのを防ぐために、雪がない、これから降るといえるときにも、まだタイヤチェーンを装着する前でも高い目線からやらなければならない、担当者が自分たちのテリトリーをやはり自走してそういうふうに行くというのも、何というんですか、障害物の有無をやっぱり各オペレーターが学ぶべきだと思いますので、そういう指導のほうもできたらお願いしてほしいと思います。

○議長（小鹿重一君） 答弁求めますか。

○2番（久慈省悟君） いや、これはやはり、そういうのをやっぱり予算がなければいけない方がいいので、できるだけそういう予算を計上させないために無事故で乗り切らせるために、どういうやり方がいいのかというのを、ただ課長に頭に入れて、そういうふうに取り組んでいただきたいということですから、答弁は必要ありません。

○議長（小鹿重一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第29号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（小鹿重一君） 日程第23、議案第30号動産の買入れの契約の締結についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第30号動産の買入れ契約について。

次のとおり動産を買入れすることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、買入れ物件。小型動力ポンプ付積載車（蓬田村消防団第四分団）。

2、契約の方法。指名競争入札。

3、契約金額。1,474万円。

4、契約の相手方。青森県青森市栄町1丁目12番1号、有限会社丸栄消機、代表取締役天内幹夫。

提案理由。蓬田村消防団第四分団に配備する小型動力ポンプ付積載車を購入するため提案するものであります。

説明は以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第31号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（小鹿重一君） 日程第24、議案第31号青森県市町村総合事務組合の共同処理する

事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第31号青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整備に関する事務に森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律（平成31年法律第3号）第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金を加えることから、青森県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

提案理由。令和6年度から導入される国税である森林環境税の賦課徴収については、市町村において、地方税である個人住民税均等割と併せて行うとされているため、共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に森林環境税に係る徴収金を加えなければならないことから、青森県市町村総合事務組合規約の変更について関係公共団体と協議する必要性が生じたので、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものであります。

1枚お開きください。

別表第2第10号イの項中「徴収金」の次に「、森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律（平成31年法律第3号）第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金」を加える。

附則、この規約は令和6年8月1日から施行する。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 休憩ちょっとお願いできますか。

○議長（小鹿重一君） 暫時休憩します。

午前11時29分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（小鹿重一君） 休憩を取り消して会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小鹿重一君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(小鹿重一君) 起立多数です。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時34分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川孝治が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 6年 7月19日

蓬田村議会議長 小鹿 重一

会議録署名議員 乳井 厳公

会議録署名議員 坂本 豊